

一般社団法人 日本電機工業会

ACPC J-05
家庭用空気清浄機性能認証制度
市場モニタリング規定

2026年（令和 8年） 4月 1日 制定



一般社団法人 日本電機工業会
空気清浄機認証特別委員会

目 次

ページ

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 用語の定義	1
2. 市場モニタリングの実施	1
3. 再検証及び聞き取り調査	2
3.1 再検証（検証方法の引き上げ）	2
3.2 聞き取り調査の実施	2
4. 評価及び措置	3
4.1 不適合の評価	3
4.2 是正措置	3
4.2.1 軽微な不適合に対する措置	3
4.2.2 重大な不適合に対する措置	3
4.3 法令違反の疑義がある場合の届け出	3
4.4 記録と保存	3
5. 雑則	4
5.1 秘密保持	4
5.2 規定の見直し	4

ACPC J-05

家庭用空気清浄機性能認証制度

市場モニタリング規定

1. 総則

1.1 目的

本規定は、認証製品の市場流通後における品質（性能表示）が適切に維持されているかを調査・検証するための市場モニタリング活動の基本事項を定め、認証制度の信頼性を維持・向上することを目的とする。

1.2 適用範囲

本規定は、（仮称）空気清浄機認証特別委員会（以下「認証委員会」という）が実施するすべての市場モニタリング活動に適用する。

1.3 用語の定義

本規定における用語の定義は、『家庭用空気清浄機性能認証制度 運用規定（ACPC-01）』の箇条3によるほか次による。

1.3.1

認証製品

認証委員会の認証を受け、市場で流通している製品。

1.3.2

市場モニタリング

認証製品が認証した品質を維持しているかを市場流通段階で確認する活動。

1.3.3

不適合

性能が認証した品質を維持していない状態。

2. 市場モニタリングの実施

2.1 モニタリング計画

認証委員会は、年次の市場モニタリング計画を策定するため、モニタリング対象製品、検証方法、実施時期等を決定する。

2.2 モニタリング対象製品の抽出

年次毎のモニタリング対象製品は、3機種を目安とする。

認証委員会は、次の抽出条件に該当する製品からモニタリング対象機種を抽出する。

抽出条件に該当する製品が3機種に満たない場合は、過去に市場モニタリングの対象となった製品を除き市場に現存する認証製品の中から不作為に抽出する。

- (1) 行政機関・使用者等から性能に関する問い合わせが寄せられている製品
- (2) 性能表示値等が他製品と比較して著しく差がある製品
- (3) 広告表現等に疑義が生じている製品

(4) 空気清浄機認証推進委員会（仮称）から市場モニタリング実施の提案があった製品

2.3 市場モニタリングの検証方法

市場モニタリングの検証方法は、次による。

認証委員会は、モニタリング対象製品の状況に応じてモニタリングの検証方法を選択し適用する。

- a) **段階1** インターネット・利用者等からの苦情・情報の収集，又は販売店等の店頭性能表示の実地調査
- b) **段階2** 広告媒体等の表示内容と認証申請書類との照合
- c) **段階3** 認証申請時に指定試験機関で実施した試験報告書との照合
- d) **段階4** 認証製品の抽出試験

2.4 認証製品の市場からの購入

認証委員会にて認証製品の抽出試験を実施が決定した場合，空気清浄機認証制度事務局（以下「事務局」という）は，認証委員会からの要請に基づき，一般の市場から当該製品1台を購入する。市販認証製品を購入する際は，公平性を確保するため，匿名性を保持し，特定の利害関係者に意図を開示しないものとする。

2.5 認証製品の性能測定試験の実施

事務局は，市場から購入した認証製品を指定試験機関に送付し，性能試験を委託する。性能測定試験は1回とする。

2.6 認証製品の性能測定報告書の作成

指定試験機関は，事務局からの試験依頼に基づき，当該製品の性能測定試験を実施し，試験報告書を作成の上，空気清浄機認証制度事務局へ送付する。

2.7 市販認証製品の保管

指定試験機関は，事務局からの要請に基づき，当該認証製品を一定期間，保管する。

2.8 臨時市場モニタリングの実施

年次計画以外の認証製品について，行政機関等から喫緊の質問・要望等があった場合は，認証委員会は当該認証製品について必要に応じ臨時の市場モニタリングの実施することができる。臨時の市場モニタリングの検証方法は簡条2.3による。

3. 再検証及び聞き取り調査

3.1 再検証（検証方法の引き上げ）

市場モニタリング活動において認証製品に検証結果に疑義がある場合，認証委員会は，必要に応じ検証方法の段階を引き上げて適用する。

- a) **段階1** インターネット・利用者等からの苦情・情報の収集，又は販売店等の店頭性能表示の実地調査
- b) **段階2** 広告媒体等の表示内容と認証申請書類との照合
- c) **段階3** 認証申請時に指定試験機関で実施した試験報告書との照合
- d) **段階4** 認証製品の抽出試験

3.2 聞き取り調査の実施

認証委員会は必要に応じて認証取得者等への聞き取り調査等を実施する。なお，認証委員会が調査の

必要がないと判断した場合は、本調査を省略することができる。

認証取得者等への聞き取り調査等において、製造事業者等が指定試験機関での試験を希望する場合は、事務局が新たに購入した認証製品又は指定試験機関に保管の認証製品を用いて性能測定試験を実施する。その場合の認証製品の購入費用、試験費用、輸送費用、廃棄費用等の経費は、当該認証取得者等が負担する。

認証取得者等は、指定試験機関での結果等を踏まえ、認証委員会に対して見解書を提出することができる。

4. 評価及び措置

4.1 不適合の評価

検証の結果、次のような不適合が確認された場合、認証委員会は、その重大性を評価し、必要な是正措置および対処方針を決定する。

- a) 認証製品の広告媒体やウェブサイト等でのCADRの表示値等の情報と認証申請時に提出された書類上の申請内容と齟齬・乖離がある。
- b) 認証製品のCADRの指定試験機関による測定結果が、CADRの表示値の許容公差（90%）を下回っている。
- c) 指定試験機関の測定結果から算出した認証製品の適用床面積の値が、適用床面積の表示値の許容公差（90%）を下回っている。
- e) 認証ラベルの使用方法が、別途定めるACPC J-03 認証ラベルの使用規定の禁止事項に抵触している。

4.2 是正措置

不適合が確認された場合、認証委員会は製造者に対し、以下の措置を命じることができる。また、市販認証製品の抽出試験の結果、不適合が確認された場合は、市場品の購入費用、試験費用等の経費は、当該製造事業者が負担する。

4.2.1 軽微な不適合に対する措置

軽微な不適合が認められた場合、必要に応じて製造事業者等に対し次の措置を行う。

- － 是正措置報告書の提出要求
- － 改善計画の提出要求
- － 改善が確認されない場合の認証の取消し

4.2.2 重大な不適合に対する措置

重大な不適合が認められた場合、必要に応じて製造事業者等に対し次の措置を行う。

- － 認証の一時停止及び改善計画の提出要求
- － 認証の取り消しおよび認証ラベルの使用停止
- － 不適合機種の実業者名、機種名、不適合事実のJEMAウェブサイト上での公開（公開期間は有期限とする）

4.3 法令違反の疑義がある場合の届け出

認証製品が法令に違反しているとの疑義が生じた場合、認証委員会事務局は関連行政機関へ報告し、必要な対応を行う。

4.4 記録と保存

市場モニタリング活動に関する記録は、関連法令および内部規定に従い、適切な期間保存する。

5. 雑則

5.1 秘密保持

市場モニタリング活動で得た情報は、機密として取り扱い、適切に管理する。

5.2 規定の見直し

認証委員会は、規格等の改訂等に応じ、本規定を適宜見直すものとする。

以 上